

議案第 4 号

熊取町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

令和 5 年 3 月 7 日提出

熊取町長 藤原敏司

提案理由

地方自治法等の一部を改正する法律（平成 29 年自治法等改正法）により、条例において、地方公共団体の長若しくは委員会の委員又は地方公共団体の職員の当該地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額から、地方公共団体の長等の職責その他事情を考慮して政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で当該条例で定める額を控除して得た額を免責する旨を定めることができることとされたため、この条例案を提出するものです。

熊取町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、町長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「町長等」という。）の町に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部の免責に関し必要な事項を定めるものとする。

(最低責任負担額)

第2条 法第243条の2第1項に規定する条例で定める額（以下「最低責任負担額」という。）は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる町長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

(1) 町長 6

(2) 副町長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4

(3) 公平委員会の委員、農業委員会の委員又は固定資産評価審査委員会の委員 2

(4) 職員（前2号に掲げる職員を除く。） 1

(損害賠償責任の一部免責)

第3条 町は、町長等の損害賠償責任を、町長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、町長等が賠償の責任を負う額から、前条に規定する最低責任負担額を控除して得た額について免れさせる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後の町長等の行為に基づく損害賠償責任について適用する。